2021年度（令和3年度）の臨床動作法関連諸資格審査及び更新手続き

並びに研修機会について

​ 資格認定委員会

委員長 宮脇宏司

COVID-19感染拡大の鎮静化が見通せない現下の状況では、その予防のため移動の抑制などが必要となり研修機会を得ることがより困難となっています。これをうけて、常任理事会の審議を経て当委員会は2021年度（令和3年度）の臨床動作法関連諸資格審査及び更新手続き並びに研修機会について、以下の措置を行うことといたします。

また、これらは状況に応じて見直されることがあります。その際には見直しの内容等、本学会Webページなどで逐次お知らせします。

**１．2021年度（令和3年度）の臨床動作法関連諸資格審査について**

令和3年度の審査日程は本年10月以降の実施を見込んでいます。

令和3年度における資格審査は、本年10月以降に実施予定といたします。

具体的実施期日など詳細については、令和3年度上半期中に検討の上、当学会web上に公示いたします。

資格取得をお考えの皆様には令和2年度に引き続きご迷惑をおかけいたしますが、よろしくご承知おきください。

２．**令和3年度の臨床動作法関連諸資格更新手続きについて**（資格更新時期が2020年度及び2021年度にあたる皆様へ）

2021年度（令和3年度）に行われる資格更新手続きについては、その申請期限を2022年度（令和4年度）まで猶予いたします。
これは2020年以降に研修機会が減じていることに対応する措置です。
 対象となる方々は以下の通りです。
・2021年度が更新時期となる有資格者。（2期2000, ７期2005, 12期2010, 17期2015 年度に資格登録がされた方）
・2020年度が更新時期であり現時点で更新手続きを済ませておられない有資格者。

**３．研修機会認定について**

2020年度に行った特例措置を2021年度も継続して適用します。